

公共的団体等の取扱いについて

合併協定項目 C - 9 公共的団体等の取扱いについて次のとおり提案する。

平成 16 年 11 月 9 日

風連町・名寄市合併協議会  
会 長 島 多 慶 志

その他必要な協議項目	C - 9	公共的団体等の取扱いについて
<p>・各市町共通の団体について</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 新市との一体性を保つため、できる限り合併時に統合できるように調整に努める。</li><li>2 国・道の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等のもとに、そのあり方について協議する。</li><li>3 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。</li></ol> <p>・各市町独自の団体について</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 原則として、現行のとおりとする。</li></ol>		

平成 16 年 11 月 9 日 確認

風連町・名寄市合併協議会